

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月7日（令和6年（行情）諮問第229号及び同第230号）

答申日：令和8年4月20日（令和8年度（行情）答申第42号及び同第43号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年度決定2」につづられた文書の一部開示決定に関する件  
行政文書ファイル「平成21年度決定3」につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、文書1ないし文書18を併せて「本件対象文書1」といい、文書19ないし文書29を併せて「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年11月8日付け防官文第22906号及び同月28日付け同第24188号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（原処分1及び原処分2共通）。

##### (1) 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### (2) ないし(4) (略)

##### (5) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

##### (1) 原処分1について（諮問第229号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（1）に掲げる文書（以下「先行開示文書1」という。）及び別紙の3（1）に掲げる18文書（本件対象文書1）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月29日付け防官文第6489号により、先行開示文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和5年11月8日付け防官文第22906号により、本件対象文書1について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

本件審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

##### (2) 原処分2について（諮問第230号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（2）に掲げる文書（以下「先行開示文書2」といい、先行開示文書1と併せて「先行開示文書」という。）及び別紙の3（2）に掲げる11文書（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月29日付け防官文第6490号により、先行開示文書2について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和5年11月28日付け防官文第24188号により、本件対象文書2について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

##### (1) 原処分1について（諮問第229号）

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イないしエ (略)

オ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、先行開示文書1及び本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について(諮問第230号)

ア 上記(1)アと同旨。ただし、「原処分1」を「原処分2」、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」、「同条1号、3号及び6号柱書き」を「同条1号及び6号柱書き」と読み替える。

イないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。ただし、「先行開示文書1」を「先行開示文書2」、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」と読み替える。

カ 上記(1)カと同旨。ただし、「原処分1」を「原処分2」と読み替える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月7日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第229号及び同第230号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月28日 審議(同上)
- ④ 令和8年3月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(同上)
- ⑤ 同年4月14日 令和6年(行情)諮問第229号及び同第230号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル「平成21年度決定2」及び「平成21年度決定3」（以下、併せて「本件ファイル」という。）につづられた文書の全ての開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年1月29日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書及び先行開示文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書及び先行開示文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び先行開示文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 別表の番号1に掲げる部分について

別表の番号1に掲げる不開示部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る起案者、決裁者の氏名及び官職等並びに担当者の氏名等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

別表の番号3に掲げる不開示部分には、防衛省における起案者及び担当者の内線番号、メールアドレス及び電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

別表の番号4に掲げる不開示部分には、自衛隊情報保全隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心や情報収集能力の程度が推察され、我が国に対して情報収集活動を展開している他国機関等から対抗・妨害の措置を講じられ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる部分について

別表の番号5に掲げる部分は、自衛隊の情報業務に従事する職員の印影と認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員等への外部からの各種働き掛けを容易にさせ、今後の情報業務が阻害されるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1（諮問第229号）  
行政文書ファイル「平成21年度決定2」に綴られた文書の全て
- (2) 本件請求文書2（諮問第230号）  
行政文書ファイル「平成21年度決定3」に綴られた文書の全て

### 2 先行開示文書

- (1) 先行開示文書1（諮問第229号）  
行政文書開示決定通知書（平成21年1月29日付け防官文第957号）  
による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第1486号。平成21年5月21日）」のみ。）
- (2) 先行開示文書2（諮問第230号）  
行政文書開示決定通知書（平成21年4月24日付け防官文第5700号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2320号。平成21年8月4日）」のみ。）

### 3 本件対象文書

- (1) 本件対象文書1（諮問第229号）  
文書1 行政文書開示決定通知書（平成20年5月23日付け防官文第6380号）及び行政文書不開示決定通知書（平成20年11月17日付け防官文第13370号 他3件）による一部開示決定処分等に係る異議申立てについて  
文書2 行政文書開示決定通知書（平成21年5月1日付け防官文第5961号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて  
文書3 行政文書不開示決定通知書（平成21年2月24日付け防官文第2071号及び平成21年3月5日付け防官文第2442号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて  
文書4 行政文書不開示決定通知書（平成20年2月22日付け防官文第2039号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて  
文書5 行政文書開示決定通知書（平成21年1月15日付け防官文第315号及び平成21年2月4日付け防官文第1158号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて  
文書6 行政文書不開示決定通知書（平成20年6月19日付け防官文第7570号及び平成20年6月19日付け防官文第7572号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて  
文書7 行政文書開示決定通知書（平成20年2月29日付け防官文第2

327号及び第2328号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書8 行政文書開示決定通知書(平成21年1月29日付け防官文第957号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて(「答申書の交付について(府情個第1486号。平成21年5月21日)」を除く。)

文書9 行政文書不開示決定通知書(平成20年7月22日付け防官文第8660号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書10 行政文書開示決定通知書(平成21年2月3日付け防官文第1139号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書11 行政文書開示決定通知書(平成21年1月9日付け防官文第213号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書12 行政文書開示決定通知書(平成21年1月29日付け防官文第897号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書13 行政文書不開示決定通知書(平成20年5月12日付け防官文第5951号及び平成20年5月28日付け防官文第6582号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書14 行政文書開示決定通知書(平成20年9月4日付け防官文第10472号及び平成21年1月21日付け防官文第527号)による開示決定処分及び一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書15 行政文書開示決定通知書(平成20年5月21日付け防官文第6283号及び平成20年6月30日付け防官文第7985号)による開示決定処分及び一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書16 行政文書開示決定通知書(平成21年1月21日付け防官文第524号及び平成21年3月5日付け防官文第2441号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書17 行政文書開示決定通知書(平成20年3月31日付け防官文第4073号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書18 行政文書開示決定通知書(平成19年8月10日付け防官文第7704号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

(2) 本件対象文書2(諮問第230号)

文書19 行政文書開示決定通知書(平成21年4月24日付け防官文第5700号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて(「答申書の交付について(府情個第2320号。平成21

年8月4日)」を除く。)

- 文書20 行政文書開示決定通知書（平成21年3月5日付け防官文第2443号 他6件）による一部開示決定処分等に係る異議申立てについて
- 文書21 行政文書開示決定通知書（平成20年9月22日付け防官文第11087号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書22 行政文書開示決定通知書（平成19年3月30日付け防官文第3395号～3399号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書23 行政文書開示決定通知書（平成20年7月31日付け防官文第9075号、平成21年1月15日付け防官文第313号及び平成21年4月23日付け防官文第5579号）による一部開示決定処分及び行政文書不開示決定通知書（平成21年4月10日付け防官文第4877号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書24 行政文書開示決定通知書（平成21年3月27日付け防官文第3924号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書25 行政文書不開示決定通知書（平成20年8月25日付け防官文第10019号）による不開示決定処分及び行政文書開示決定通知書（平成20年11月6日付け防官文第12927号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書26 行政文書開示決定通知書（平成20年1月31日付け防官文第1013号及び平成20年6月26日付け防官文第7861号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書27 行政文書開示決定通知書（平成21年5月1日付け防官文第5975号）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書28 行政文書開示決定通知書（平成20年9月30日付け防官文第11326号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書29 行政文書開示決定通知書（平成20年11月6日付け防官文第12924号、防官文第12925号及び防官文第12926号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1	5枚目、17枚目、23枚目、26枚目、29枚目、32枚目から38枚目まで、40枚目、44枚目から55枚目まで、61枚目から67枚目まで、79枚目、80枚目、86枚目、87枚目、93枚目、94枚目、100枚目及び101枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	1枚目から3枚目まで、7枚目、9枚目から11枚目まで、14枚目及び15枚目のそれぞれ一部	
	文書3	1枚目から3枚目まで、9枚目から11枚目まで、21枚目、27枚目、35枚目から39枚目まで及び43枚目から45枚目までのそれぞれ一部	
	文書4	1枚目、4枚目、10枚目、11枚目、13枚目及び14枚目のそれぞれ一部	
	文書5	3枚目から7枚目まで、13枚目、20枚目から23枚目まで、25枚目、32枚目、33枚目及び35枚目のそれぞれ一部	
	文書6	3枚目から7枚目まで、13枚目、19枚目から21枚目まで、24枚目から26枚目まで、29枚目及び30枚目のそれぞれ一部	
	文書7	1枚目から3枚目まで、14枚目、16枚目、17枚目、44枚目、56枚目、66枚目、68枚目、82枚目、85枚目、88枚目、89枚目、92枚目及び94枚目のそれぞれ一部	
	文書8	1枚目、2枚目、6枚目、8枚目から10枚目まで及び12枚目のそれ	

	ぞれ一部	
文書 9	1 枚目、2 枚目、6 枚目及び1 2 枚目から1 5 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 0	1 枚目、2 枚目、2 3 枚目、2 6 枚目、4 7 枚目から4 9 枚目まで及び5 1 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1	1 枚目、2 枚目、9 枚目、1 2 枚目、1 9 枚目、2 0 枚目、2 3 枚目及び2 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 2	1 枚目、2 枚目、4 枚目、7 枚目、9 枚目から1 1 枚目まで及び1 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 3	3 枚目から6 枚目まで、1 2 枚目、1 3 枚目、1 9 枚目、2 5 枚目及び3 1 枚目から3 8 枚目までのそれぞれ一部	
文書 1 4	1 枚目、2 枚目、8 枚目、9 枚目、1 9 枚目、2 5 枚目、3 4 枚目から3 7 枚目まで、3 9 枚目、4 2 枚目、4 3 枚目及び4 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 5	1 枚目から3 枚目まで、9 枚目から1 1 枚目まで、1 9 枚目、2 5 枚目、3 1 枚目から3 3 枚目まで、3 6 枚目、3 8 枚目、3 9 枚目、4 1 枚目及び4 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 6	1 枚目、2 枚目、1 1 枚目、1 2 枚目、2 3 枚目、3 2 枚目、4 1 枚目から4 4 枚目まで、4 7 枚目、5 1 枚目、5 2 枚目、5 5 枚目及び6 0 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 7	1 枚目、2 枚目、7 枚目、1 0 枚目、1 5 枚目から1 7 枚目まで及び1 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 8	1 枚目、2 枚目、1 2 枚目、2 0 枚目、2 3 枚目、2 5 枚目及び2 8 枚目のそれぞれ一部	

文書19	1枚目、2枚目、10枚目、13枚目、15枚目から17枚目まで及び19枚目のそれぞれ一部
文書20	1枚目、9枚目、10枚目、19枚目、20枚目、29枚目、30枚目、37枚目、38枚目、46枚目、47枚目、55枚目、56枚目、64枚目から70枚目まで、75枚目、82枚目、91枚目、100枚目、107枚目、115枚目、123枚目、131枚目から139枚目まで、141枚目、146枚目、147枚目、150枚目、154枚目、155枚目、158枚目、162枚目、163枚目、165枚目、169枚目、170枚目、172枚目、176枚目、177枚目、179枚目、183枚目、184枚目、186枚目及び191枚目のそれぞれ一部
文書21	1枚目、3枚目、11枚目、14枚目、23枚目から25枚目まで及び27枚目のそれぞれ一部
文書22	1枚目から3枚目まで、14枚目から16枚目まで、27枚目から29枚目まで、40枚目から42枚目まで、53枚目から55枚目まで、68枚目、79枚目、90枚目、101枚目、112枚目、123枚目から127枚目まで、153枚目から155枚目まで、157枚目から159枚目まで、161枚目から163枚目まで、165枚目から167枚目まで及び169枚目から171枚目までのそれぞれ一部
文書23	1枚目、2枚目、13枚目、14枚目、21枚目、22枚目、28枚

		目、29枚目、40枚目から43枚目まで、46枚目、57枚目、64枚目、70枚目、81枚目から86枚目まで、88枚目から93枚目まで、95枚目から97枚目まで及び100枚目のそれぞれ一部	
	文書24	1枚目から3枚目まで、13枚目、21枚目から23枚目まで及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書25	1枚目、2枚目、9枚目、10枚目、19枚目、20枚目、23枚目、30枚目、39枚目から45枚目まで及び47枚目のそれぞれ一部	
	文書26	1枚目、2枚目、17枚目、18枚目、26枚目、27枚目、49枚目、57枚目、72枚目から74枚目まで及び79枚目のそれぞれ一部	
	文書27	1枚目、2枚目、4枚目、7枚目、9枚目から11枚目まで及び13枚目のそれぞれ一部	
	文書28	1枚目から3枚目まで、13枚目、21枚目から23枚目まで及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書29	1枚目、2枚目、9枚目、10枚目、17枚目、18枚目、26枚目から28枚目まで、31枚目、38枚目、45枚目、53枚目から57枚目まで、59枚目から61枚目まで、63枚目から65枚目まで及び67枚目のそれぞれ一部	
2	文書1	1枚目の一部（内線番号を除く。） 41枚目から43枚目まで及び56枚目から58枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する
	文書2	5枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書3	19枚目の一部（内線番号を除く。）	

	40枚目から42枚目まで及び46枚目から49枚目までのそれぞれ一部	情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書4	2枚目の一部（内線番号を除く。）	
	15枚目及び16枚目のそれぞれ一部	
文書5	1枚目の一部（内線番号を除く。）	
	27枚目から31枚目まで及び37枚目から41枚目までのそれぞれ一部	
文書6	1枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書7	42枚目の一部（内線番号を除く。）	
	109枚目から111枚目までのそれぞれ一部	
文書8	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部（4枚目の内線番号を除く。）	
	13枚目及び14枚目のそれぞれ一部	
文書9	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部（4枚目の内線番号を除く。）	
文書10	24枚目の一部（内線番号を除く。）	
	52枚目の一部	
文書11	10枚目の一部（内線番号を除く。）	
	26枚目及び27枚目のそれぞれ一部	
文書12	5枚目の一部（内線番号を除く。）	
文書13	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部（1枚目の内線番号を除く。）	
	39枚目から42枚目までのそれぞれ一部	
文書14	17枚目及び18枚目のそれぞれ一部（17枚目の内線番号を除く。）	
	47枚目及び48枚目のそれぞれ一部	

文書 1 5	1 7 枚目の一部（内線番号を除く。）
	4 4 枚目及び 4 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 6	2 1 枚目の一部（内線番号を除く。）
	4 8 枚目、5 0 枚目、5 6 枚目及び 5 7 枚目のそれぞれ一部
文書 1 7	8 枚目の一部（内線番号を除く。）
	2 0 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部
文書 1 8	1 0 枚目の一部（内線番号を除く。）
文書 1 9	1 1 枚目の一部（内線番号を除く。）
	2 0 枚目から 2 4 枚目までのそれぞれ一部
文書 2 0	7 1 枚目の一部（内線番号を除く。）
	1 4 2 枚目から 1 4 5 枚目まで、1 5 1 枚目から 1 5 3 枚目まで、1 5 9 枚目から 1 6 1 枚目まで、1 6 6 枚目から 1 6 8 枚目まで、1 7 3 枚目から 1 7 5 枚目まで、1 8 0 枚目から 1 8 2 枚目まで及び 1 8 7 枚目から 1 8 9 枚目までのそれぞれ一部
文書 2 1	1 2 枚目の一部（内線番号を除く。）
	2 8 枚目、2 9 枚目及び 3 1 枚目から 3 3 枚目までのそれぞれ一部
文書 2 2	6 6 枚目の一部（内線番号を除く。）
	1 7 3 枚目から 1 7 5 枚目までのそれぞれ一部
文書 2 3	4 4 枚目の一部（内線番号を除く。）
	1 0 1 枚目、1 1 2 枚目、1 1 8 枚

		目及び126枚目から128枚目までのそれぞれ一部	
	文書24	11枚目の一部（内線番号を除く。）	
		26枚目及び27枚目のそれぞれ一部	
	文書25	21枚目の一部（内線番号を除く。）	
		48枚目及び55枚目のそれぞれ一部	
	文書26	47枚目の一部（内線番号を除く。）	
		83枚目から97枚目までのそれぞれ一部	
	文書27	5枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書28	11枚目の一部（内線番号を除く。）	
		26枚目、27枚目及び30枚目のそれぞれ一部（30枚目のメールアドレス、内線番号及びFAX番号を除く。）	
	文書29	29枚目の一部（内線番号を除く。）	
		68枚目の一部	
3	文書1	1枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため
		60枚目の一部	
	文書2	5枚目の内線番号	
	文書3	19枚目の内線番号	
		52枚目の一部	
	文書4	2枚目の内線番号	
	文書5	1枚目の内線番号	
	文書6	1枚目の内線番号	
	文書7	42枚目の内線番号	
	文書8	4枚目の内線番号	
	文書9	4枚目の内線番号	
	文書10	24枚目の内線番号	
	文書11	10枚目の内線番号	

	文書 1 2	5 枚目の内線番号	不開示とした。
	文書 1 3	1 枚目の内線番号	
	文書 1 4	1 7 枚目の内線番号	
		5 1 枚目の一部	
	文書 1 5	1 7 枚目の内線番号	
	文書 1 6	2 1 枚目の内線番号	
	文書 1 7	8 枚目の内線番号	
	文書 1 8	1 0 枚目の内線番号	
	文書 1 9	1 1 枚目の内線番号	
	文書 2 0	7 1 枚目の内線番号	
		1 9 2 枚目から 1 9 4 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 2 1	1 2 枚目の内線番号	
	文書 2 2	6 6 枚目の内線番号	
	文書 2 3	4 4 枚目の内線番号	
	文書 2 4	1 1 枚目の内線番号	
	文書 2 5	2 1 枚目の内線番号	
	文書 2 6	4 7 枚目の内線番号	
		9 枚目、3 4 枚目及び 6 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 7	5 枚目の内線番号	
	文書 2 8	1 1 枚目の内線番号並びに 3 0 枚目のメールアドレス、内線番号及び F A X 番号	
	文書 2 9	2 9 枚目の内線番号	
4	文書 1 8	3 3 枚目から 3 9 枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心の傾向が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため

			不開示とした。
5	文書18	40枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の情報業務に従事する職員に関する情報であり、これを公にすることにより、不当な働きかけを容易にする等、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。